**開示事項及び開示・記載上の注意**

開示資料には、原則として、「①　通常の場合」に基づき所定の開示事項を掲記し、開示・記載上の注意を参照のうえ、投資者が会社情報を適切に理解・判断できるよう記載してください。また、所定の開示事項に限らず、投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項も記載してください。

ただし、次のいずれかに該当する場合（相手会社が上場会社である場合、「①　３．（４）公正性を担保するための措置」又は「①　３．（５）利益相反を回避するための措置」の記載を要する場合及び投資判断上特に考慮を要すると判断される場合を除く。）（※）は、原則として、「②　開示内容を省略できる場合」に基づき、開示内容を省略することでも差し支えありません。

（※）該当するかどうかが不明な場合は①に基づき開示してください。

〔株式交換・株式交付〕

イ．株式交換完全子会社又は株式交付子会社となる会社の直前事業年度の末日における総資産の額が株式交換完全親会社又は株式交付親会社となる上場会社の直前事業年度の末日における純資産額の１０％未満、かつ、株式交換完全子会社又は株式交付子会社となる会社の直前事業年度の売上高が株式交換完全親会社又は株式交付子会社となる上場会社の直前事業年度の売上高の３％未満であると見込まれる株式交換又は株式交付

ロ．連結子会社を完全子会社化する簡易株式交換

〔株式移転〕

ハ．上場会社が単独で株式移転を行う場合

〔合　　併〕

ニ．上場会社の総資産の増加額がその直前事業年度の末日における純資産額の１０％未満、かつ、上場会社の売上高の増加額がその直前事業年度の売上高の３％未満であると見込まれる吸収合併

ホ．１００％子会社の吸収合併

ヘ．連結子会社の簡易吸収合併

〔会社分割〕

ト．上場会社の総資産の増加又は減少額がその直前事業年度の末日における純資産額の１０％未満、かつ、上場会社の売上高の増加又は減少額がその直前事業年度の売上高の３％未満であると見込まれる会社分割

チ．単独新設分割又は１００％子会社に事業部門を承継させる会社分割

リ．１００％子会社の事業部門を承継する会社分割

ヌ．連結子会社と共同で行う簡易会社分割

ル．連結子会社の事業部門を承継する簡易会社分割

※　新設合併の開示については、別途東証までご相談ください。

なお、上場会社ナビのＳＴＥＰ２〔開示に関する注意事項〕②　事前相談についてに掲げる場合に該当する場合には、必ず東証まで事前相談を行うようにしてください。

### **①　通常の場合**

| 開示事項 | 開示・記載上の注意 |
| --- | --- |
| ・　開示資料の表題 | ・　相手会社の名称、当該組織再編の態様（合併・会社分割・株式交換・株式移転・株式交付の別、簡易組織再編・略式組織再編の場合はその旨）、決定段階（基本合意、契約締結等）などが可能な限り判別できる表題とする。 |
| １．当該組織再編の目的 | ・　当該組織再編の目的について、わかりやすく具体的に記載する。〔株式移転を行う場合〕・　上場会社が上場廃止となり、株式移転により新たに設立する完全親会社が新規上場申請する予定がある場合は、その旨を記載する。 |
| ２．当該組織再編の要旨 |  |
| （１）当該組織再編の日程 | ・　当該組織再編に係る取締役会決議日、契約締結日、株主総会基準日公告日、株主総会基準日、株主総会決議予定日、実施予定日（効力発生日）を記載する。※　簡易組織再編、略式組織再編である場合には、その旨を記載する。〔株式移転を行う場合〕・　株式移転により新たに設立する完全親会社が新規上場申請する予定がある場合は、新規上場日を記載する。〔株式交付を行う場合〕・　株式交付子会社の株式及び新株予約権等の譲渡の申込みの期日を記載する。 |
| （２）当該組織再編の方式 | ・　当該組織再編の方式を記載する。〔上場会社が分割会社となる会社分割を行う場合〕・　いわゆる人的分割の場合はその旨も記載する。 |
| （３）当該組織再編に係る割当ての内容 | ・　当該組織再編に係る割当ての内容（＊）を記載する。（＊）当該組織再編に係る割当ての内容とは次のものをいう。以下本項目において同じ。・　株式交換完全子会社となる会社の株式１株に割り当てられる株式交換完全親会社となる会社の株式その他の財産の内容及び数若しくは額又はこれらの算定方法・　株式移転完全子会社となる会社の株式１株に割り当てられる株式移転設立完全親会社となる会社の株式その他の財産の内容及び数若しくは額又はこれらの算定方法・　株式交付子会社となる会社の株式１株に割り当てられる株式交付親会社となる会社の株式その他の財産の内容及び数若しくは額又はこれらの算定方法・　吸収合併消滅会社となる会社の株式１株又は持分に割り当てられる存続会社となる会社の株式その他の財産の内容及び数若しくは額又はこれらの算定方法・　分割会社となる会社に割り当てられる承継会社又は新設分割設立会社となる会社の株式その他の財産の内容及び数若しくは額又はこれらの算定方法・　当該組織再編により交付する新株式数を記載する。・　自己株式を交付する場合は、その旨及び交付する自己株式の数を記載する。・　株式交付においては、株券等の種類毎に譲り受ける株式交付子会社の株式の数の下限を記載する。・　会社分割において、複数の会社に株式の割当てが行われる場合は、それぞれの会社への分割に係る割当ての内容を記載する。・　合併に伴い減資が行われる場合は、その内容も併せて記載する。（例）「吸収合併消滅会社○○○の所有する当社株式○○○株を　　　　年　　月日の合併と同時に消却し、資本金を○○○円減少するものとする。」〔対価として当該組織再編の当事会社以外の者が発行する株券等を用いる場合〕・　対価に関する事項として下記事項を記載する。（１）対価となる株券の発行会社の概要・　対価となる株券の発行会社について、「４．当該組織再編の当事会社の概要」と同様に記載する。（２）対価の換価の方法に関する事項①　対価を取引する市場②　取引の媒介を行う者③　対価の譲渡その他の処分に制限がある場合には当該制限の内容（該当事項がない場合はその旨）④　対価がその権利の移転又は行使に第三者の許可等を要するものであるときは当該許可等を行う者の氏名又は名称及び住所その他当該許可等を得るための手続に関する事項（該当事項がない場合はその旨）⑤　対価に市場価格があるときはその価格に関する事項（該当事項がない場合はその旨）⑥　対価が自己株式の取得、持分の払戻しその他これらに相当する手続により払戻しができるものであるときはその方法に関する事項（該当事項がない場合はその旨） |
| （４）当該組織再編に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い | ・　株式交換完全子会社、株式移転完全子会社、株式交付子会社、吸収合併消滅会社、分割会社が新株予約権又は新株予約権付社債を発行している場合、その取扱いを記載する。※　株式交付子会社が新株予約権又は新株予約権付社債を発行している場合において、当該新株予約権又は当該新株予約権付社債を譲り受けないときは、その旨を記載する。・　株式交換完全子会社、株式移転完全子会社、株式交付子会社、吸収合併消滅会社、分割会社が新株予約権又は新株予約権付社債を発行していない場合には、その旨を記載する。 |
| （５）会社分割により増減する資本金〔会社分割の場合のみ〕 | ・　上場会社が分割会社となる会社分割を行う場合には、分割会社の減少すべき資本金及び分割会社の株式の消却・併合の方法を記載する。・　上場会社が承継会社となる会社分割を行う場合には、承継会社の増加すべき資本金を記載する。 |
| （６）承継会社が承継する権利義務〔会社分割の場合のみ〕 | ・　承継会社が承継する権利義務について、概要を記載する。 |
| （７）債務履行の見込み〔会社分割の場合のみ〕 | ・　承継会社の債務履行の見込みを記載する。 |
| ３．当該組織再編に係る割当ての内容の根拠等 | ・　１００％子会社との組織再編又は単独新設分割の場合は、記載不要とする。 |
| （１）割当ての内容の根拠及び理由 | ・　協議・交渉の過程及び割当ての内容の考え方について、上場会社の株主にとっての割当ての内容の相当性の観点から、わかりやすく具体的に記載する。・　株式交換完全親会社、株式交付親会社、吸収合併存続会社又は吸収分割承継会社の株式以外の財産を対価として選択した場合、その理由をわかりやすく具体的に記載する。特に、流動性が低いなど換価が困難と考えられる財産を対価として選択した場合には、他の財産による代替可能性等の観点を踏まえて理由を記載する。※　支配株主その他施行規則で定める者との間で組織再編を行う場合（当該組織再編が公開買付け後のいわゆる二段階買収の二段目の手続きとして行われる場合を除く。）は、「公開買付け等に関する意見表明等　記載要領②３．（２）意見の根拠及び理由の〔ＭＢＯ等に関して意見表明を行う場合〕」に準じて、割当比率に関する判断の理由及び公正な手続きを通じた株主利益への配慮に関する説明を含め、わかりやすく具体的に記載する。 |
| （２）算定に関する事項 | ・　算定機関から算定書を取得した場合には、以下の事項を記載する。・　算定機関から算定書を取得しない場合は、その旨を記載する。 |
| ①算定機関の名称並びに上場会社及び相手会社との関係 | ・　算定機関の名称を記載する。・　算定機関について重要な利害関係がある場合（＊）は、その関係の内容及び重要な利害関係がある算定機関に算定を依頼することとした理由を記載する。また、その場合において、弊害防止措置等を講じているときは当該措置の内容を記載する。（＊）①　算定機関が関連当事者に該当する場合、②　相手会社（相手会社の株主、役員、フィナンシャルアドバイザー等を含む。）から斡旋又は紹介を受けた算定機関に依頼した場合、③　算定機関が上場会社・相手会社の双方から依頼を受ける場合、④　算定機関又はその関係会社（その子会社を含む。）から当事会社が投融資を受けている場合などが考えられます。・　重要な利害関係がない場合には、その旨を記載する。 |
| ②算定の概要 | ・　具体的な算定方式、当該算定方式を採用した理由、各算定方式の算定結果の数値（レンジ可）及び各算定方式の算定の重要な前提条件（＊）を記載する。また、それに加えて、主として用いた算定方式がある場合にはその旨及び当該算定方式を主として用いた理由を記載する。算定結果の数値については、わかりやすさの観点から、できる限り評価額を記載する（特に、業績又は株価が大幅に変動している場合や、相手会社について市場評価がない場合）。（＊）①　市場株価法を用いた場合は、市場価格の計算対象期間、算定基準日及び算定基準日が算定書作成日当日又はその前営業日でない場合には当該日を基準日とした理由を記載する（特に、上場会社同士の組織再編において、市場株価法による算定結果から乖離している場合には、その理由をわかりやすく説明する。）。また、②　ディスカウンテッド・キャッシュ・フロー法を用いた場合であって、割当ての内容の算定の前提とした財務予測で大幅な増減益を見込んでいるときは、前提とした財務予測の概要（計数を含む。）と増減益の要因（大幅な増減益を見込んでいないときは、その旨）など算定の前提条件を記載する。（注）「大幅な増減益」に該当するかどうかについては、各当事会社の当該組織再編実施後５事業年度のいずれかにおいて、各々の前事業年度と比較して、利益の増加又は減少見込額が３０％未満であるか否かを目安とする。※　支配株主その他施行規則で定める者との間で組織再編を行う場合（当該組織再編が公開買付け後のいわゆる二段階買収の二段目の手続きとして行われる場合を除く。）は、「公開買付け等に関する意見表明等　記載要領②３．（３）②算定の概要の〔ＭＢＯ等に関して意見表明を行う場合〕」と同様に記載する。但し、ディスカウンテッド・キャッシュ・フロー法の算定の前提とした財務予測の具体的な数値については、①上場株式（東証以外の国内金融商品取引所に上場している株式を含む。）以外の財産を対価とする組織再編を行う場合、並びに、②上場株式（東証以外の国内金融商品取引所に上場している株式を含む。）を対価とする組織再編のうち割当ての内容が市場株価と比較し上場会社の株主にとって著しく不利である場合にのみ記載する。なお、上記①②以外の場合において、算定の前提とした財務予測で大幅な増減益を見込んでいるときはその概要（計数を含む。）及び増減益の要因を記載し、大幅な増減益を見込んでいないときはその旨を記載する。 |
| （３）上場廃止となる見込み及びその事由 | ・　当該組織再編により上場廃止となる見込みがある場合には、その旨及びその事由を記載する。また、対価が上場株式（東証以外の国内金融商品取引所に上場している株式を含む。）である場合は、その旨も記載する。※　上場廃止となる見込みがない場合には、その旨を記載する。・　上場廃止となる見込みがある場合であって、その対価が上場株式（東証以外の国内金融商品取引所に上場している株式を含む。）でないときは、上場廃止を目的とする理由として下記事項を記載する。・　上場廃止を目的とする理由・　少数株主への影響及びそれに対する考え方 |
| （４）公正性を担保するための措置 | ・　次に掲げる場合には、公正性を担保するための措置の内容をわかりやすく具体的に記載する。特段の措置を講じていない場合にはその旨を記載する。・　支配株主その他施行規則で定める者との間で組織再編を行う場合・　上記以外の場合で、上場会社が株式交換完全子会社となる場合、株式移転設立完全親会社が新規上場申請を行わない場合、上場会社が他社に吸収合併される場合・　その他特に当該組織再編の公正性を担保する必要があると判断される事情がある場合※　公正性を担保するための措置の例としては、意思決定過程における恣意性を排除する観点から、算定機関から当該組織再編の内容に関する見解を記載した書面（公正性に関する評価を含む。）を取得することや、意思決定方法に関し、弁護士・アドバイザー等による独立したアドバイスを取得し、その名称並びに公開買付者及び上場会社との間における重要な利害関係の有無及びその内容を明らかにすること、また、必要に応じてそのアドバイスの内容を説明することなどが考えられます。※　算定機関からの公正性に関する評価（いわゆる「フェアネス・オピニオン」）を取得している場合にはその内容を記載する（取得していない場合にはその旨を記載する。）。※　支配株主その他施行規則で定める者との間で組織再編を行う場合（当該組織再編が公開買付け後のいわゆる二段階買収の二段目の手続きとして行われる場合を除く。）は、「公開買付け等に関する意見表明等　記載要領② ３．（６）公正性を担保するための措置の〔ＭＢＯ等に関して意見表明を行う場合〕」と同様に記載する。 |
| （５）利益相反を回避するための措置 | ・　次に掲げる場合には、利益相反を回避するための措置の内容をわかりやすく具体的に記載する。特段の措置を講じていない場合にはその旨を記載する。・　支配株主その他施行規則で定める者との間で組織再編を行う場合・　上記以外の場合で、上場会社が株式交換完全子会社となる場合、株式移転設立完全親会社が新規上場申請を行わない場合、上場会社が他社に吸収合併される場合・　その他特に当該組織再編の利益相反を回避する必要があると判断される事情がある場合※　利益相反を回避するための措置の例としては、当該組織再編を行うに至る意思決定の過程において利害関係を有する取締役及び監査役の関与を排除することや、当該組織再編に利害関係を有しない社外監査役又は社外取締役が関与すること、取締役会から独立した特別委員会を設置し、当該組織再編の実施に関し諮問すること、当該特別委員会に相手会社との間で交渉を行うことを委嘱することなどが考えられます。※　支配株主その他施行規則で定める者との間で組織再編を行う場合（当該組織再編が公開買付け後のいわゆる二段階買収の二段目の手続きとして行われる場合を除く。）は、「公開買付け等に関する意見表明等　記載要領② ３．（７）利益相反を回避するための措置の〔ＭＢＯ等に関して意見表明を行う場合〕」と同様に記載する。 |
| ４．当該組織再編の当事会社の概要 | ・　当該組織再編の各当事会社について、名称、所在地、代表者の役職・氏名、事業内容、資本金、設立年月日、発行済株式数、決算期、従業員数、主要取引先、主要取引銀行、大株主及び持株比率、上場会社と当該会社の関係（＊１）、最近３年間の財政状態及び経営成績（＊２）を記載する。（＊１）上場会社と当該会社の関係は、以下の事項を記載する。また、その他特筆すべき関係（上場会社又は上場会社の関係者若しくは関係会社と当該会社又は当該会社の関係者若しくは関係会社との間の関係を含む。）がある場合には以下の事項に限らずその内容も含めて記載する。・　資本関係として、最近日における上場会社と当該会社との間の出資の状況（間接保有分を含む。）を記載する。該当がない場合は、その旨を記載する。・　人的関係として、直前事業年度の末日における上場会社と当該会社との間の役員又は従業員の派遣又は出向の状況を記載する。該当がない場合は、その旨を記載する。・　取引関係として、直前事業年度における上場会社と当該会社との間の取引について概要を記載する。該当がない場合は、その旨を記載する。・　関連当事者への該当状況として、直前事業年度の末日において、当該会社が上場会社の関連当事者に該当する場合には、関連当事者である旨及び関連当事者に該当する事由を記載する（関連当事者に該当しない場合は、その旨を記載する。）。（＊２）純資産、総資産、１株当たり純資産、売上高、営業利益、経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益、１株当たり当期純利益、１株当たり配当金（※）連結指標等がない場合であって、かつ、子会社等がある場合には、当該会社の本体とその子会社等の指標を単純合算した値を欄外に記載する。※　上記開示事項について、追加出資、役員派遣、財政状態・経営成績の急激な変動、取引条件変更などにより最近日までに重要な状況の変化がある場合又は今後重要な状況の変化が見込まれる場合は、その内容も追加記載する。〔上場会社が分割会社又は承継会社となる会社分割を行う場合〕・　上記開示事項に加えて、分割又は承継する事業部門の概要について下記事項を記載する。（１）分割又は承継する部門の事業内容（２）分割又は承継する部門の経営成績・　最低限、当該部門の売上高を記載する。また、可能な限り売上総利益、営業利益、経常利益も記載する。（３）分割又は承継する資産、負債の項目及び帳簿価格 |
| ５．当該組織再編後の状況 | ・　当該組織再編後の株式交換完全親会社、株式移転設立完全親会社、株式交付親会社、吸収合併存続会社の状況として、名称、所在地、代表者の役職・氏名、事業内容、資本金、決算期、純資産及び総資産を記載する。〔上場会社が分割会社となる会社分割を行う場合〕・　会社分割後の上場会社の状況として、名称、所在地、代表者の役職・氏名、事業内容、資本金、決算期、純資産及び総資産を記載する。これに加えて、新設分割設立会社又は吸収分割承継会社の状況として、名称、所在地、代表者の役職・氏名、事業内容、資本金、決算期を記載する。〔上場会社が承継会社となる会社分割を行う場合〕・　会社分割後の上場会社の状況として、名称、所在地、代表者の役職・氏名、事業内容、資本金、決算期、純資産及び総資産を記載する。 |
| ６．会計処理の概要 | ・　該当することが見込まれる会計上の分類（取得、逆取得、共同支配企業の形成、共通支配下の取引の別）を記載する。・　取得又は逆取得の場合であって、のれんが発生する見込みであるときは、のれんの正負の別及び公表時点で見込まれるのれんの概算金額を連結・単体の双方について記載する。※　のれんの概算金額が当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純利益の３０％未満であると見込まれる場合には、影響が軽微なものと見込まれる旨の記載で差し支えないものとする。 |
| ７．今後の見通し | ・　当該組織再編後における経営体制の予定、方針・計画等がある場合は、その内容を記載する（外部説明において目標値・計画値などを用いる又は用いることを想定している場合は、原則としてそれらを含めて記載する。）。・　当期以降の業績に与える影響の見込みを記載する。※　当該組織再編による連結売上高に与える影響の見込額が直前連結会計年度の連結売上高の１０％未満の場合であるか否か、利益面に与える影響の見込額が３０％未満であるか否かを目安とし、影響が軽微であると認められるときは、当期以降の業績に与える影響が軽微である旨記載することでも差し支えないものとする。 |
| ・　その他投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項 |  |
| ・　支配株主との取引等に関する事項〔本行為が支配株主との取引等である場合〕 | ・　当該取引が支配株主との取引等である旨を記載する。・　当該取引の「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」との適合状況を記載する。・　公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項について記載する。・　当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要について記載する。※　意見の入手日、入手先、内容（その理由を含む）の概要がわかるように記載する。※　支配株主との取引等には、支配株主に加え、施行規則で定める者との取引が含まれます。詳細については「【支配株主との重要な取引等に係る企業行動規範に関する実務上の留意事項等】」を参照してください。 |
| （参考）当期業績予想及び前期実績 | ・　参考として、上場会社が当連結会計年度に係る業績予想を公表している場合には、公表がされた直近の予想値の内容（当該組織再編を行うことについての決定に際して当連結会計年度に係る業績予想を新たに算出した場合には、新たな予想値の内容）及び前連結会計年度における実績を記載する。※　合併等の組織再編行為を行うことについての決定に際して当連結会計年度に係る業績予想を新たに算出していない場合又は合併等の組織再編行為の業績に与える影響が見込まれない場合においても、当該内容を記載する。※　新たに算出した予想値を記載する場合において、合併等の組織再編行為による影響以外の要素を考慮している場合には、その内容等についても、「業績予想の修正等」の適時開示を行う場合に準じて記載することが望ましい。 |

### **②　開示内容を省略できる場合**

| 開示事項 | 開示・記載上の注意 |
| --- | --- |
| ・　開示資料の表題 | ・　相手会社の名称、当該組織再編の態様（合併・会社分割・株式交換・株式移転・株式交付の別、簡易組織再編・略式組織再編の場合はその旨）、決定段階（基本合意、契約締結等）などが可能な限り判別できる表題とする。・　開示内容を省略して開示を行う場合は、開示資料の冒頭に省略できる場合に該当した事由及び省略して開示している旨を記載する。（例）「本合併は、連結子会社を対象とする簡易吸収合併であるため、開示事項・内容を一部省略して開示しています。」 |
| １．当該組織再編の目的 | ・　当該組織再編の目的について、わかりやすく具体的に記載する。〔株式移転を行う場合〕・　上場会社が上場廃止となり、株式移転により新たに設立する完全親会社が新規上場申請する予定がある場合は、その旨を記載する。 |
| ２．当該組織再編の要旨 |  |
| （１）当該組織再編の日程 | ・　当該組織再編に係る取締役会決議日、契約締結日、株主総会基準日公告日、株主総会基準日、株主総会決議予定日、実施予定日（効力発生日）を記載する。※　簡易組織再編、略式組織再編である場合には、その旨を記載する。〔株式移転を行う場合〕・　株式移転により新たに設立する完全親会社が新規上場申請する予定がある場合は、新規上場日を記載する。〔株式交付を行う場合〕・　株式交付子会社の株式及び新株予約権等の譲渡の申込みの期日を記載する。 |
| （２）当該組織再編の方式 | ・　当該組織再編の方式を記載する。〔上場会社が分割会社となる会社分割を行う場合〕・　いわゆる人的分割の場合はその旨も記載する。 |
| （３）当該組織再編に係る割当ての内容 | ・　当該組織再編に係る割当ての内容（＊）を記載する。（＊）当該組織再編に係る割当ての内容とは次のものをいう。以下本項目において同じ。・　株式交換完全子会社となる会社の株式１株に割り当てられる株式交換完全親会社となる会社の株式の数その他の財産の内容及び数若しくは額又はこれらの算定方法・　株式移転完全子会社となる会社の株式１株に割り当てられる株式移転設立完全親会社となる会社の株式の数その他の財産の内容及び数若しくは額又はこれらの算定方法・　株式交付子会社となる会社の株式１株に割り当てられる株式交付親会社となる会社の株式の数その他の財産の内容及び数若しくは額又はこれらの算定方法・　吸収合併消滅会社となる会社の株式１株又は持分に割り当てられる存続会社となる会社の株式の数その他の財産の内容及び数若しくは額又はこれらの算定方法・　分割会社となる会社に割り当てられる承継会社又は新設分割設立会社となる会社の株式の数その他の財産の内容及び数若しくは額又はこれらの算定方法・　当該組織再編により交付する新株式数を記載する。・　自己株式を交付する場合は、その旨及び交付する自己株式の数を記載する。・　株式交付においては、株券等の種類毎に譲り受ける株式交付子会社の株式の数の下限を記載する。・　会社分割において、複数の会社に株式の割当てが行われる場合は、それぞれの会社への分割に係る割当ての内容を記載する。・　割当てがない場合には、その旨を記載する。・　合併に伴い減資が行われる場合は、その内容も併せて記載する。（例）「吸収合併消滅会社○○○の所有する当社株式○○○株を　　　　年　　月日の合併と同時に消却し、資本金を○○○円減少するものとする。」 |
| （４）当該組織再編に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い | ・　株式交換完全子会社、株式移転完全子会社、株式交付子会社、吸収合併消滅会社、分割会社が新株予約権又は新株予約権付社債を発行している場合、その取扱いを記載する。※　株式交付子会社が新株予約権又は新株予約権付社債を発行している場合において、当該新株予約権又は当該新株予約権付社債を譲り受けないときは、その旨を記載する。・　株式交換完全子会社、株式移転完全子会社、株式交付子会社、吸収合併消滅会社、分割会社が新株予約権又は新株予約権付社債を発行していない場合には、その旨を記載する。 |
| （５）会社分割により増減する資本金〔会社分割の場合のみ〕 | ・　上場会社が分割会社となる会社分割を行う場合には、分割会社の減少すべき資本金及び分割会社の株式の消却・併合の方法を記載する。・　上場会社が承継会社となる会社分割を行う場合には、承継会社の増加すべき資本金を記載する。 |
| （６）承継会社が承継する権利義務〔会社分割の場合のみ〕 | ・　承継会社が承継する権利義務について、概要を記載する。 |
| （７）債務履行の見込み〔会社分割の場合のみ〕 | ・　承継会社の債務履行の見込みを記載する |
| ３．当該組織再編に係る割当ての内容の算定の考え方 | ・　割当ての内容の算定の考え方について、わかりやすく具体的に記載する。※　算定の前提条件（＊）、具体的な算定方式、当該算定方式を採用した理由及び各算定方式の算定結果の数値（レンジ可）を含む割当ての内容の算定の概要を含め、割当ての内容を決定するに至った考え方についてわかりやすく具体的に記載する。（＊）大幅な増減益となることや資産、負債の金額が直近の財務諸表と比べて大きく異なることなどを見込んでいるときは、財務予測の概要説明と増減益の要因などを記載する。大幅な増減益を見込んでいないときは、その旨を記載する。※　１００％子会社との組織再編又は単独新設分割の場合は、記載不要とする。 |
| ４．当該組織再編の当事会社の概要 | ・　当該組織再編の各当事会社について、名称、所在地、代表者の役職・氏名、事業内容、資本金、設立年月日、発行済株式数、決算期、大株主及び持株比率、直前事業年度の財政状態及び経営成績（＊）を記載する（単独株式移転の場合は上場会社の概要として記載する。）。（＊）純資産、総資産、１株当たり純資産、売上高、営業利益、経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益、１株当たり当期純利益を記載する。※　上記開示事項について、追加出資、役員派遣、財政状態・経営成績の急激な変動、取引条件変更などにより最近日までに重要な状況の変化がある場合又は今後重要な状況の変化が見込まれる場合は、その内容も追加記載する。〔上場会社が分割会社又は承継会社となる会社分割を行う場合〕・　上記開示事項に加えて、分割又は承継する事業部門の概要について下記事項を記載する。（１）分割又は承継する部門の事業内容（２）分割又は承継する部門の経営成績・　最低限、当該部門の売上高を記載する。また、可能な限り売上総利益、営業利益、経常利益も記載する。（３）分割又は承継する資産、負債の項目及び金額 |
| ５．当該組織再編後の状況 | ・　当該組織再編後の株式交換完全親会社、株式移転設立完全親会社、株式交付親会社、吸収合併存続会社の状況として、名称、所在地、代表者の役職・氏名、事業内容、資本金、決算期を記載する。〔上場会社が分割会社となる会社分割を行う場合〕・　会社分割後の上場会社の状況として、名称、所在地、代表者の役職・氏名、事業内容、資本金、決算期を記載する。これに加えて、新設分割設立会社又は吸収分割承継会社の状況として、名称、所在地、代表者の役職・氏名、事業内容、資本金、決算期を記載する。〔上場会社が承継会社となる会社分割を行う場合〕・　会社分割後の上場会社の状況として、名称、所在地、代表者の役職・氏名、事業内容、資本金、決算期を記載する。 |
| ６．今後の見通し | ・　当該組織再編後における方針・計画等がある場合は、その内容を記載する（外部説明において目標値・計画値などを用いる又は用いることを想定している場合は、原則としてそれらを含めて記載する。）。・　当期以降の業績に与える影響は軽微である旨を記載する。※　当期以降の業績に与える影響が軽微であるかどうかは、当該組織再編による連結売上高に与える影響の見込額が直前連結会計年度の連結売上高の１０％未満であるか否か、利益面に与える影響の見込額が３０％未満であるか否かを目安とする。当期以降の業績に与える影響が軽微でない場合は「①通常の場合」と同様に記載する。 |
| ・　その他投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項 |  |
| （参考）当期業績予想及び前期実績 | ・　参考として、上場会社が当連結会計年度に係る業績予想を公表している場合には、公表がされた直近の予想値の内容（合併等の組織再編行為を行うことについての決定に際して当連結会計年度に係る業績予想を新たに算出した場合には、新たな予想値の内容）及び前連結会計年度における実績を記載する。※　合併等の組織再編行為を行うことについての決定に際して当連結会計年度に係る業績予想を新たに算出していない場合又は合併等の組織再編行為の業績に与える影響が見込まれない場合においても、当該内容を記載する。※　新たに算出した予想値を記載する場合において、合併等の組織再編行為による影響以外の要素を考慮している場合には、その内容等についても、「業績予想の修正等」の適時開示を行う場合に準じて記載することが望ましい。 |